

著作権法（室内設計の著作性）

【書誌事項】

当事者：A社（原審原告、著作権の専属ライセンシー）vs B社（原審被告）

判断主体：智慧財産法院

事件番号：107民著上字第16号

言渡し日：2019年9月19日

事件の経過：

1. 両当事者の控訴はいずれも棄却する。
2. 第二審の訴訟費用は両当事者が各自負担すること。

【判決概要】

客室設計は著作権の保護を受ける建築著作に該当するので、B社が模倣したことは、著作権侵害及び公平交易法違反の両方を構成する行為であると認定した。

【事実関係】

A社とB社はともにホテル業者である。A社は、B社がA社の客室設計を模倣したとして提訴し、著作権侵害及び公平交易法違反を主張した。智慧財産法院での第一審は、室内設計は著作権法の保護を受ける建築著作と認定した。また、A社は訴訟のために、事後に創作者と契約を締結する方法で、著作権の専属ライセンスを遡って取得することができると認定した。しかし、ホテル全体の室内設計は、全体を一つとした創作成果であるとみなすべきであり、ルームタイプの設計に分けて単独で著作権を主張できないと認定し、A社の著作権の主張を棄却し、公平交易法第25条「取引秩序に十分影響する欺罔または明らかに公平性を失う行為」としてA社の勝訴判決を下した。A社及びB社はいずれも不服であるとして、それぞれが控訴した。

【判決内容】

1. 二審の智慧財産法院は、建築著作は立体空間の構造物を通じて、思想、感情を表現する創作であり、その表現の範囲は、外部から見える外観及びその構造のほか、建築物の内部の空間及び周囲の空間（庭園、景観設計などの配置や設計）を含むと認めた。建築物は、人類が活動するために供される立体空間の構造物であり、居住用、商業用、作業用、公共空間等の使用目的に合致するように、その内部または周囲の空間に対しても併せて設計する。それらの空間の設計は、建築構造物である時、一つにまとめて設計、施工され、建築物の一部として付設する可能

性がある。また、建築物の主体が完成した後に、内部空間や周囲の空間に対して別途設計する可能性もある。

2. 固有の意義の建築著作と室内設計について、前者は建築物の外部、構造により美を表現する芸術上の創作であり、後者は建築物の内部の空間により美を表現する芸術上の創作である。
3. ただ、両者の性質は類似するうえ、機能上相互に協調し合うものである。これに基づき、二審の智慧財産法院は、創作性を有する室内設計は、芸術性及び財産上の価値を有するため、著作権の保護を受ける建築著作に該当するので、B社が模倣したことは、著作権侵害及び公平交易法違反の両方を構成する行為であると認定した。

【専門家からのアドバイス】

1. 著作権法の「著作物」に関する規定は、限定列举ではなく、例示列举であり、文学、科学、芸術又はその他学術分野の創作に独創性が認められ、一定の表現形式を有するものであれば、著作権法によって保護される「著作物」に該当する。
2. 1992年6月10日の著作権法改正に際して、既に建築の著作物に対して比較的の高度の保護を与えており、第5条第9号に「建築の著作物」を著作物の一種の種類として独立して挙げられているほか、第3条第1項第5号の複製の定義においても、「『建築設計図』や『建築模型』に従って建物を建築する場合もこれに該当する」旨の規定が新たに盛り込まれた。これは、著作権法上の複製は、原則として同じ形態で著作物を複製する場合に限ってはじめて複製に該当し、平面の設計図に従って立体物を製作することは、平面から立体への転換であり、実施行為に該当し、複製行為ではないため、著作財産権の侵害に該当しなかったからである。ただ建築の著作物に関しては、「平面の建築設計図」と「実体建築模型」も保護範囲に含まれることから、建築設計図に従って建物を建築し、平面から立体へ転換することであっても、建築模型に従って建物を建築し、立体模型から立体建造物へ転換することであっても、いずれも建築の著作物の複製権の侵害に該当する。しかし、室内設計図は、果たして建築の著作物なのか、それとも図形の著作物なのかは、著作権法による室内設計の保護範囲を決定することに対して、重要な意義を持つことになる。
3. 本件において、被告が原告の「室内設計実体物」の設計をそのまま剽窃し、裁判所も両当事者各々の「室内設計実体物」の対比を行ったため、室内設計図との関連性が薄い。然しながら、本件判決において、裁判所がはじめて客室設計を著作

権の保護対象として認めたほか、「室内設計図」は果たして「建築の著作物」であるか、又は「図形の著作物」であるかという実務上長く争われていた問題を併せて解決した。この争いの意義は前述の通り、「室内設計図」が「建築の著作物」に該当する場合は、立体化行為は「複製行為」に該当するが、一方、「室内設計図」が「図形の著作物」に該当する場合は、立体化行為は「実施行為」に該当し、著作権法による処罰を受けない。

4. 裁判所は本件判決において、建築設計図完成後にただそれを元にした細部の図面ではなく、室内設計図に独創性が認められたとき、室内設計図は「建築の著作物」に該当し、表面から立体への転換は、著作財産権を侵害する複製行為に該当する旨を判示した。
5. 現行の法令規定と実務上の見解を下表のように整理した。今後室内設計図に従って室内装飾工事を施工するに際し、著作権法第3条第1項第5号の複製行為に該当するおそれがあることに注意が必要である。

		原著作物	派生的著作物	法的評価
1.	平面から平面への転換	一般平面図	一般平面図	複製行為
		室内設計図	室内設計図	
		建築設計図	建築設計図	
2.	立体から立体への転換	一般立体物	一般立体物	複製行為
		室内設計実体物	室内設計実体物	
		建物	建物	
3.	平面から立体への転換	一般平面図	立体物	実施行為
		室内設計図	室内設計実体物	
		建築設計図	建物	複製行為（著作権法第3条第1項第5号）